

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月28日
【会社名】	株式会社ジモティー
【英訳名】	Jimoty, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 貴博
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目 2 番10号
【電話番号】	03 - 6630 - 2450
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート担当 堀 直之
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目 2 番10号
【電話番号】	03 - 6630 - 2450
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート担当 堀 直之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年8月28日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年8月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

本株式併合の割合

当社株式1,200,000株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）

2026年10月1日

効力発生日における発行可能株式総数

32株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条（基準日）、定款第8条（自己の株式の取得）及び定款第17条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第9条（単元株式数）及び第10条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年10月1日にその効力が発生する予定です。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	87,129	605	0	（注）	可決 99.31
第2号議案 定款一部変更の件	87,128	606	0	（注）	可決 99.30

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上